

苦情申立ての公表

令和 6 年 9 月 3 日付で指名停止を行った件につき、令和 6 年 9 月 27 日付
株式会社稲熊造園土木の苦情申立てがあり、令和 6 年 10 月 9 日付で回答しまし
た。

- ・ 苦情の申立書面 ・ ・ ・ 1－2 頁
- ・ 回答書面 ・ ・ ・ 3－5 頁

以上

申 立 書

令和 6 年 9 月 27 日

(あて先)

名古屋市長 様

名古屋市上下水道局長 様

名古屋市交通局長 様

名古屋市緑区神の倉四丁目174番地
株式会社 堀熊造園 土 木
代表取締役 堀熊 居 吉

令和6年9月3日に「6財契第37-1号」にて指名停止通知を受けた件に関し、下記のとおり申立てます。

記

1. 申立てに係る措置

名古屋市指名停止要綱別表第1第4号(2)公衆損害事故における指名停止
(令和6年9月3日～令和6年10月2日まで)

2. 申立ての趣旨及び理由

街路樹管理委託(緑-7)及び道路除草管理委託(緑-4)における指名停止について

※ 別 紙



街路樹管理委託(緑-7)及び道路除草管理委託(緑-4)における指名停止について

当初、土木事務所の話では、弊社の規制がされていなかったと言うことで、事情聴取を受けるところとなりました。

これについて、規制をしていなかったわけではなく、作業範囲の最後尾に規制車と誘導員を配置し、作業をしていました。たまたまこの作業が交差点を横断する(挟む)状況になっていたため、街路樹管理の性質上よくあることだと思います。

先導していた作業班が交差点を渡り、車を止め、カラーコーンを並べている最中に熱中症で意識のない高齢者のバイクが突っ込んできたのが事実です。

これについて、規制をしていなかったと言われています。

今回、意識のない人が規制の中に入ってきて接触したのが事実で、高齢者が倒れて作業員に当たったのか、作業員に当たって倒れたのも分かりません。

その時は熱中症とわかりませんでした。熱中症で倒れて意識のない人を安全な場所に移動させ介抱を行ったにも関わらず、それをこちらが怪我をさせたと言う判断はいかがなものかと思っています。

規制車や誘導員がいる所に、進入してきたバイクを誘導員と運転者が無傷で止められますでしょうか。今後このようなことがあっても対応できない状態になってしまいます。

今回、意識のない高齢者が倒れ軽度の擦り傷を負ったことに対し、不問か、1ヶ月の指名停止の二択で、1ヶ月の指名停止となりました。

今後このようなことがあった時に罰するなどとは言いませんが、事務的にではなく状況に応じた罰則を考えていただけないでしょうか。(例えば、指名停止期間を1週間、2週間にする 嚴重注意等)

今後、検討お考えくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

苦情申立てに対する回答書

6 財 契 第 4 7 号

令和 6 年 1 0 月 9 日

名古屋市緑区神の倉四丁目 1 7 4 番地

株式会社稲熊造園土木

代表取締役 稲熊 居吉 様

名古屋市長

名古屋市上下水道局長

名古屋市交通局長

令和 6 年 9 月 2 7 日付けで貴社より提出された苦情申立てにつき、名古屋市指名停止要綱、名古屋市上下水道局指名停止要綱及び名古屋市交通局指名停止要綱（以下これらを「要綱」といいます。）第 1 1 第 2 項の規定に基づき、下記のように回答します。

記

1 安全管理の措置が不適切であったことについて

今回苦情申立てをされました本市の発注に係る「街路樹管理委託（緑－7）及び道路除草管理委託（緑－4）（以下「本件業務」といいます。）」については、業務委託標準仕様書に基づき、交通誘導警備員を適切に配置するなどの安全対策を講じる必要があります。この点、令和 6 年 8 月 2 日付けで貴社から提出のあった事故発生報告書によれば、本件業務の履行に関し、「規制車や交通誘導警備員の準備ができていない状態で道路規制を行なった」とあります。

そのうえで、事故発生報告書の内容をもとに行った事情聴取の結果を踏まえ、本件業務の履行にあたり、安全管理の措置が不適切であったことを

認め、要綱に基づき措置を行ったものであります。

2 貴社が第三者を負傷させたことについて

本件事故の発生と安全管理の措置が不適切であったこととの間に因果関係があったかどうかという点につきまして、本市としては、事故発生時において交通規制に不備があったこと、そのうえで男性が、当該不備があったために規制内に進入して転倒し、負傷した事故であると認定をしたものです。

この点、苦情申立てにおいて貴社は、「意識のない人が規制の中に入ってきて接触したのが事実で、高齢者が倒れて作業員に当たったのか、作業員に当たって倒れたのかも分からない」という主張をされておりますが、前項において記載したように、貴社から提出のあった事故発生報告書の内容及び事情聴取の結果を踏まえ、事故発生時の交通規制の不備があったために原動機付自転車を規制内に進入させたことが原因で発生した事故であると判断したものです。

以上のことから、本件事故の発生と安全管理の措置が不適切であったこととの間に因果関係があることを認められるものと判断し、要綱に基づき措置を行ったものであります。

3 状況に応じた措置の検討について

名古屋市が行う指名停止の措置は、認定した事実が要綱の措置要件に該当する場合に、定められた期間を指名停止とするものです。

本件事故については、上記にあるとおり事故発生時において交通規制に不備があったこと、その不備があったために規制内に進入して転倒し、負傷した事故であることが認定されています。

これ以外に、指名停止の適用にあたり考慮すべき事実は認定されていないものです。

結論

以上のことから、本件について指名停止措置を行ったことは適正なものです。

＊次の項目をよくお読みください。

- (1) 本回答書の説明に不服がある場合は、当該指名停止の期間内又は本回答日の翌日から起算して2週間以内に、名古屋市長、名古屋市上下水道局長及び名古屋市交通局長に対して、所定の再苦情申立書を提出することにより、再苦情の申立てをすることができます。
- (2) 再苦情申立書は財政局契約監理課に提出してください。なお、再苦情申立書の様式は財政局契約監理課において配布します。
- (3) 再苦情の申立てについては、名古屋市入札監視等委員会に諮問します。

(問い合わせ先)

財政局契約部契約監理課 TEL:972-2321 (直通)